

2008 年第 208 號法律公告

《2008 年僱員再培訓條例 (修訂附表 3) 公告》

(由行政長官會同行政會議根據《僱員再培訓條例》(第 423 章)  
第 31(1) 條訂立)

1. 生效日期

- (1) 第 2(1) 條自 2008 年 8 月 1 日起實施。
- (2) 第 2(2) 條自 2010 年 8 月 1 日起實施。

2. 為配合第 14(2) 條的施行而指明的徵款數額

- (1) 《僱員再培訓條例》(第 423 章) 附表 3 現予修訂，廢除“\$400”而代以“\$0”。
- (2) 附表 3 現予修訂，廢除“\$0”而代以“\$400”。

行政會議秘書  
張誼

行政會議廳  
2008 年 7 月 30 日

註 釋

本公告的目的，是將為計算《僱員再培訓條例》(第 423 章) 徵收的徵款而指明的款額自 2008 年 8 月 1 日起減至 \$0，並自 2010 年 8 月 1 日起回復至 \$400。